



障発第 0322005 号

平成 19 年 3 月 22 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害児施設給付費等の支給決定について

標記については、児童福祉法（以下「法」という。）及びこれらの関係法令によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いは下記のとおりであり、平成 18 年 10 月 1 日より適用することとしたので、留意されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 支給決定の基本的取扱い

障害児施設の利用について障害児施設給付費の支給を受けようとする障害児の保護者（加齢児については、本人。以下「保護者等」という。）は、施設支援の種類ごとに都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下「都道府県等」という。）に対して支給申請を行う。都道府県等は、当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況、障害児の介護を行う者の状況、障害児の保護者に関する障害児施設給付費の受給の状況、障害児に関する介護給付費等の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、支給の要否を決定し、支給決定を行う場合には、支給決定の有効期間及び指定施設支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において障害児施設給付費等を支給する支給期間を定めることとなる。

第二 勘案事項の趣旨

勘案事項の趣旨は次のとおりである。

(1) 障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況

当該障害児の身体障害者手帳や療育手帳等に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて、勘案する。

なお、「その他の心身の状況」を勘案する場合とは、施設に入所するよりも医療機関への入院が適当である場合等を想定している。このような場合に当たるとはないかと考えられるときは、都道府県等は、申請者の同意を得て当該障害児の主治医等の医療機関に問い合わせるほか、申請書に健康診断書の添付を求めることにより確認を行うこととなる。

(2) 障害児の介護を行う者の状況

介護を行う者の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、入所の施設支援が適当か、通所の施設支援が適当か等を判断することを想定している。

なお、当該事項は、介護を行う者がいる場合に指定施設支援の給付決定を行わないという趣旨ではない。

(3) 障害児の保護者に関する障害児施設給付費の受給の状況

(4) 障害児に関する介護給付費等の受給の状況

(5) 障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、支給決定により当該障害児が全体としてどのようなサービスを受けながら生活することになるのかを把握した上で、支給決定を行う。

(6) 障害児又は障害児の保護者の指定施設支援の利用に関する意向の具体的内容

障害児の保護者が受けようとするサービスの内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して、入所の施設支援が適当か、通所の施設支援が適当か等を判断することを想定している。

(7) 障害児の置かれている環境

施設への通所が可能かどうかをみるために当該障害児が住んでいる住宅の立地や交通手段の状況を勘案すること等が想定されている。

(8) 当該申請に係る指定施設支援の提供体制の整備の状況

障害児施設給付費の支給決定を行うにあたっては、実際に当該障害児が当該施設支援を利用できる見込みがあることが必要であることから、本事項を勘案することとする。利用の見込みは、保護者から利用予定施設を聴き取るほか、保護者からの求めに応じ、あっせん・調整、要請を行うなどにより判断することとなる。

第三 障害児に係る支給決定の方法

1 障害児に係る支給決定に係る留意事項

障害児については、発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、障害程度区分は設けないこととする。

なお、次のいずれかに該当する場合であって、児童福祉法第27条第1項第3号に係る措置が適当であると児童相談所が判断した場合にあっては、「措置制度」に基づく施設利用となり、この通知の適用外の扱いとなる。

保護者が不在であることが認められ、利用契約の締結が困難な場合

保護者が精神疾患等の理由により、制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合

保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合

(なお「等」の解釈として、

- ・親が養育を拒否(親に対する指導を児童相談所が行っても、改善されない場合

を想定)している場合

- ・親が障害を受容できず、健常児と同じ育児に固執し、児童に悪影響を与える場合
- ・家庭環境の問題によって、児童を家庭から引き離さなければ、児童の成長に重大な影響を与えると判断された場合

等が想定されるが、個々の事例に関しては、十分に家庭環境や障害児の発育を考慮し決定すべきものである。)

2 勘案事項の聴き取り・審査

勘案事項の聴き取りは、申請者から都道府県等の職員が行うことが原則となる。また、本人からだけでは十分な聴き取りが困難である場合、本人の状態をよく知っている者(家族のほか、施設を利用している者については施設職員を含む。)からも聴き取りを行うなど、その適切な把握に努めることが必要である。

3 同時に支給決定できるサービスの組み合わせ(併給関係)

障害児を持つ親の個々のニーズや地域におけるサービス提供基盤は多様であること、さらに、利用実績払い(日額報酬)を導入したことに伴い、報酬の重複なく、様々な

サービスを組み合わせることが可能となったことから、原則として、併給できないサービスの組み合わせは特定せず、報酬が重複しない利用形態であるならば、障害児の発達について効果的に支援する観点から、都道府県又は市町村が支給決定時にその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとする。

具体的な例を挙げれば、指定知的障害児施設支援等（通所による指定施設支援を除く。）を利用する障害児については、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス（居宅介護等）については、原則として利用することはできない。ただし、一時帰宅する場合であって、市町村が特に必要と認める場合においては、指定知的障害児施設支援等（通所による指定施設支援を除く。）に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、障害者自立支援法に係る訪問系サービスについて支給決定を行うことは可能である。

第四 障害児施設給付費に係る支給決定

申請に係る障害児施設支援について障害児施設給付費の支給決定をする場合は、申請者について認定した障害の種類及び程度等が、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児施設給付費単位数表（平成18年厚生労働省告示第557号。）に規定する当該指定施設支援の所定単位数が算定される場合（解釈運用に当たっては、平成18年10月31日障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」を参照すること。）に該当することを確認するとともに、申請者に係るその他の勘案事項を十分に踏まえること。

第五 支給決定時に定める事項

都道府県等は、申請のあった指定施設支援の種類に応じ、申請者からの具体的な利用意向の聴き取り等を踏まえ、支給決定を行うとともに、支給決定の有効期間等を定める。

1 支給決定の有効期間

障害児施設給付費に係る支給決定の有効期間は、障害程度や介護を行う者の状況等の支給決定を行った際に勘案した事項が変化することがあるため、都道府県等が障害児の状況を的確に把握し、提供されているサービスの適合性を確認するため、都道府県等が定めるものである。その決定に当たっては、支給決定に際し勘案した状況がどの程度継続するかという観点から検討することとなるが、支給決定の有効期間を定める趣旨からあまりに長い期間とすることは適切でないため、厚生労働省令において定める期間を超えてはならないこととしている。

このため、支給決定期間の終了に際しては、改めて障害児施設給付費の支給決定を

受けることにより継続してサービスを受けることが可能である。

なお、厚生労働省令において定める期間はあくまで上限であるから、支給決定に当たっては、個々の状況に応じて適切な期間とするよう留意されたい。

2 支給決定に併せて決定等する事項

都道府県等は、支給決定に際し、当該指定施設支援に係る報酬の算定上あらかじめ都道府県等において決定、確認等が必要な事項（各種加算等）、利用者負担上限月額、その他必要な事項について、併せて決定等を行い、障害児施設受給者証に記載すること。

障害児施設受給者証については、厚生労働省令において記載事項を規定しており、必要な内容が適切に記載されるとともに、支給決定保護者等から提示を受ける指定障害児施設等が容易に記載内容を確認できるようにする観点から、別に提示する様式例を参考とされたい。

なお、様式については、都道府県等がある程度柔軟に対応できるよう省令事項としなかったところであり、例えば「障害児」の表記を「児童」とする等、都道府県等において適宜工夫することは差し支えない。

第六 支給決定の更新

支給決定の有効期間が終了した場合において、支給決定保護者等が引き続き当該指定施設支援の利用を希望するときは、都道府県等は、支給決定保護者等からの支給申請に基づき、勘案事項等を勘案した結果、サービスの利用継続の必要性が認められれば、改めて支給決定をすることができる。